

## 北海道森林管理局 造林事業及び素材生産事業に係る総合評価落札方式の評価基準表

評価項目	評価基準	標準型 簡易型			
		配点	項目配点	配点	項目配点
必須項目 (標準点)	競争参加資格確認申請書(標準提案)			100	100 100 100
事業計画	事業計画上の考慮事項 (事業実施の目的等を考慮し、次年度以降の作業を踏まえた適切な計画となっている。)	適切であるとともに工夫が見られる。 適切に行われている。 適切であるが、具体性に欠ける。 上記のいずれにも該当しない。	3 2 1 0	3	
	事業期間の設定 (現地の状況や気象条件等を踏まえた適切な作業時期の設定等・工程管理が適切に行われている。)	適切であるとともに工夫が見られる。 適切に行われている。 適切であるが、具体性に欠ける。 上記のいずれにも該当しない。	3 2 1 0	3	
簡易な事業計画の妥当性・適切性	発注者が指定した課題への対応 (自然環境への配慮、生産性の向上への取組等が適切に行われている。)	適切であるとともに工夫が見られる。 適切に行われている。 適切であるが、具体性に欠ける。 上記のいずれにも該当しない。	3 2 1 0	3	
	発注者が指定した工法等の品質の確認方法及び管理方法が適切に行われている。	適切であるとともに工夫が見られる。 適切に行われている。 適切であるが、具体性に欠ける。 上記のいずれにも該当しない。	3 2 1 0	3	
	事業計画策定時において、作業時の安全確保に関する具体的な取組が提案されている。	適切であるとともに工夫が見られる。 適切に行われている。 適切であるが、具体性に欠ける。 上記のいずれにも該当しない。	3 2 1 0	3	
一貫作業における効率化の工夫 (一貫作業の場合に限る)	造林経費の削減のため、集材、枝条整理等の作業を的確に実施する具体的な取組が提案されている。	適切に行われている。 適切であるが、具体性に欠ける。 上記のいずれにも該当しない。	3 2 1 0	3	
	造林機械等を活用して造林作業を省力・省略化するための具体的な取組が提案されている。	適切に行われている。 適切であるが、具体性に欠ける。 上記のいずれにも該当しない。	3 2 1 0	3	
	確実な更新と保育経費の削減のため、植栽木の生長促進、下層植生の繁殖抑制等に係る具体的な取組が提案されている。	適切に行われている。 適切であるが、具体性に欠ける。 上記のいずれにも該当しない。	3 2 1 0	3	
複数年度にわたる事業における効率化の工夫や一貫作業における植栽計画の明確化による、種苗生産事業者の安定的な供給体制構築への貢献 (複数年度にわたる場合に限る)	複数年事業期間を活かした作業員や機械の配置等、効率的な作業システムについて具体的な取組が提案されている。	提案内容が具体的であり工夫がみられる。 提案内容が具体的ではない。 提案されていない。	2 1 0	2	
	効率的かつ低成本で耐久性の高い森林作業道の計画・施工及び保全管理への配慮など具体的な取組が提案されている。	提案内容が具体的であり工夫がみられる。 提案内容が具体的ではない。 提案されていない。	2 1 0	2	
	(植栽を含む一貫作業の場合に限る) 年度ごとににおける主伐・再造林箇所の伐採及び植栽時期・苗木本数を特定し、計画的な植栽が行われる年次計画(種苗生産事業者の安定的な供給体制構築への寄与)が提案されている。	提案内容が具体的であり工夫がみられる。 提案内容が具体的ではない。 提案されていない。	2 1 0	2	
企業の事業実績	事業成績評定点 (過去2年間の平均)	公告日の属する年度の前年度及び前々年度2年間の平均点が一定点以上ある。	95点以上。 90点以上95点未満。 85点以上90点未満。 75点以上85点未満。 75点未満。	4 3 2 1 0	4 3 2 1 0
	事業に関する表彰実績 (過去10年間)	農林水産省、国(他機関)、都道府県又は市町村の実績がある。	表彰実績がある。 表彰実績がない。	1 0	1 0
	本店、支店又は営業所の所在地の有無	当該事業実施箇所を管轄する森林管理(支)署及び隣接森林管理(支)署の本店等がある。 本店等がない。	本店等がある。 本店等がない。	1 0	1 0
	同種事業の実績 (過去15年間)	農林水産省、国(他機関)、都道府県、市町村の実績又は当該事業実施箇所が森林共同施業団地に係る民有林分の実績がある。	国営林における元請実績又は当該事業実施箇所が森林共同施業団地を含んでいる場合であって当該森林共同施業団地に係る民有林分の元請実績がある。 農林水産省、国(他機関)、都道府県又は市町村の元請実績がある。 国営林における下請実績又は当該事業実施箇所が森林共同施業団地を含んでいる場合であって当該森林共同施業団地に係る民有林分の下請実績がある。	3 2 1 0	3 2 1 0
	低入札の有無	公告日の属する年度の前年度及び前々年度2年間において、低入札の調査対象となったことがある。その際の事業成績評定点が一定点以上ある。	調査対象となったことがない。又は、調査対象となった事業成績評定点が全て85点以上である。 調査対象となった事業があり、かつ、対象となったいすれかの事業成績評定点が85点未満である。	2 0	2 0
	立木等の販売とその跡地における造林作業の請負とを一括して契約した取組実績(過去3年間)	公告日の属する年度の前年度までの3年間において、立木等の販売とその跡地における造林作業の請負とを一括して契約した取組実績がある。	国営林における元請実績がある。 国営林における下請実績がある。	3 1 0	3 1 0
	森林作業道作設技術 (過去2年間の平均)	公告日の属する年度の前年度及び前々年度2年間の平均点が一定点以上ある。	実績がない。 95点以上。 90点以上95点未満。 85点以上90点未満。 75点以上85点未満。 75点未満。	4 3 2 1 0	4 3 2 1 0
配置予定技術者 (現場代理人)等の能力	配置予定技術者の事業経験 (過去15年間)	農林水産省、国(他機関)、都道府県、市町村の実績又は当該事業実施箇所が森林共同施業団地を含んでいる場合であって当該森林共同施業団地に係る民有林分の実績がある。	国営林の実績又は当該事業実施箇所が森林共同施業団地を含んでいる場合であって当該森林共同施業団地に係る民有林分の実績がある。 農林水産省、国(他機関)、都道府県又は市町村の実績がある。	2 1 0	2 1 0
	配置予定技術者等の保有資格	技術士(森林部門)、林業技士、作業士等、又は技術職員(造林又は素材生産の事業の実行に専門的な知識を持つ10年以上の経験を有する者)がいる。	技術職員がいる。 技術職員がない。	1 0	1 0
	配置予定技術者等の研修等の受講状況	職業能力開発促進法に基づく技能検定「林業職種」の技能士のうち、1級技能士又は2級林業技能士の資格を有しているか	1級林業技能士の資格を有している。 2級林業技能士の資格を有している。 資格を有していない。	2 1 0	2 1 0
	配置予定技術者の継続教育 (CPD)の有無	林野庁主催・実施及び都道府県主催・実施の森林作業道作設に関する研修受講者がいる。	林野庁主催・実施及び都道府県主催・実施の森林作業道作設に関する研修受講者がいる。	1 0	1 0
加点項目	配置予定技術者の継続教育 (CPD)の有無	(公益社団法人)森林・自然環境技術教育センター(JAFFE)、(公益社団法人)日本技術士会等が発行する森林分野のCPD実施記録証明書等により、継続教育を受講していることが確認できる。	過去1年間に森林分野等での取得ポイントの証明がある。 過去1年間に森林分野等での取得ポイントの証明がない。	1 0	1 0
地域への貢献 (注1)	国土緑化活動に対する取組	植林活動、国又は地方公共団体との分収育林及び分収造林の取組実績がある。	国営林における実績がある。 国営林以外での実績がある。	2 1 0	2 1 0
	災害協定の有無	農林水産省、国(他機関)、都道府県又は市町村との協定等を現在結んでいる実績がある。	国営林、国有林以外に係わらず実績がある。	1 0	1 0
	ボランティア活動の実績の有無	防災等に資するボランティア活動の実績がある。	国営林、国有林以外に係わらず直接的な捕獲への実績がある。	1 0	1 0
	エゾシカ被害対策への取組	過去2年間にエゾシカ被害対策に貢献した実績がある。	国営林、国有林以外に係わらず間接的な捕獲への実績がある。	2 1 0	2 1 0
	地域の民有林管理への貢献の取組	森林經營管理法に基づく經營管理実施権の設定を受けている。	森林經營管理法に基づく市町村から經營管理実施権の設定を受けている。(森林經營管理法第36条第3項の要件に適合する者として、当該都道府県から公表された者に限る。) 森林經營管理法第36条第3項の要件に適合する者として、当該都道府県から公表されている。	3 2 1 0	3 2 1 0
	森林法に基づく森林經營計画を自ら作成し、認定を受けている。	認定を受けている。	1 0	1 0	
	前年度に民有林における森林整備作業を請け負った実績がある。	実績がある。 実績がない。	1 0	1 0	
	作業員の地元雇用	事業に従事する作業員の過半数が地域内に居住している。	作業員の過半数が当該事業実施箇所を管轄する森林管理(支)署及び隣接森林管理(支)署の管内に居住している。 作業員の過半数が当該事業実施箇所を管轄する森林管理(支)署及び隣接森林管理(支)署の管内に居住していない。	1 0	1 0
企業の信頼性	若者の新規雇用や育成への取組	過去3年間に若手(35歳未満)の新規雇用や資格取得への支援等技術者育成に取り組んでいる。	過去3年間に若手(35歳未満)の新規雇用があり、公告日まで雇用が継続している実績がある。 インセンティブの受け入れや合同説明会への出席、各種資格取得への支援等若手技術者や技能者への雇用・育成に取り組んでいる。	2 1 0	2 1 0
	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	女性活躍推進法に基づく認定等(えるぼし・プラチナえるぼし認定等)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定、トライくるみん認定、プラチナくるみん認定)、若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定)のいずれかの認定を受けている。	いずれかの認定を受けている。 認定を受けていない。	1 0	1 0
	賃上げの実施を表明した企業等	企業規模に応じた所定の基準以上の賃上げの実施を表明している。	【大企業】事業年度は暦年において、対前年度又は前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明している。 【中小企業等】事業年度又は暦年において、対前年度又は前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明している。 上記の内容に該当しない。	10 10 0	6 6 0
	伐採・造林に関する行動規範の策定	伐採・造林に関する行動規範の策定・遵守している。	伐採・造林に関する行動規範を策定している又は所轄する業界団体等が作成した行動規範等を遵守している。	1 0	1 0
	月給制への対応	事業に従事する作業員全員(臨時雇用者・下請の雇用者を除く)に月給制を導入している。	現地作業に従事する作業員全員に月給制が導入されている。 現地作業に従事する作業員の一部に月給制が導入されている。	2 1 0	2 1 0
	働き方改革の取組	労働生産性の向上のため、効率的な作業システム、工程管理の工夫等を行うとともに、生産性向上の目標を持って取り組んでいる。	(素材生産の場合)生産性向上に取り組み、その結果を事業に反映させている。 (造林の場合)作業の省力化・軽労化又はそれに向いた器具等の改良等が実行されている。	3 1 0	3 1 0
	安全対策 (過去2年間)	現場従事者の技術向上に向け、林業技術士の配置、技術指導、研修会・講習会の開催・参加、資格取得への支援等に取り組んでいる。 就業規則の制定等により、現場作業員の休暇日数の確保に組織的に取り組んでいる。	現場従事者の技術向上に取り組んでいる。 現場従事者の技術向上の取組実績がない。 休暇日数の確保に取り組んでいる。	1 0 0	1 0 1
	休業4日以上の労働災害がない。	過去2年間に休業4日以上の労働災害がない。	過去2年間に休業4日以上の労働災害なし。(無災害記録有り) 過去2年間に死亡災害(重大災害を含む)又は休業4日以上の労働災害が4件以上ある。(無災害記録無し)	4 0	4 0
	労働安全対策に取り組んでいる。	直近年度までに労働安全コンサルタントによる安全診断及びリスクアセスメントに取り組んでいる。 直近年度までに労働安全コンサルタントによる安全診断及びリスクアセスメントに取り組んでいる。	2 1 0	2 1 0	
	林業経営体登録の有無	「林業経営体に関する情報の登録・公募について」(H24.2.28長官通知)に基づく登録を受けている。	受けけていない。	1 0	1 0
	作業員の雇用形態	事業に従事する作業員の過半数が直接雇用、かつ、常用雇用者である。	作業員の8割以上が直接雇用、かつ、常用雇用者である。 作業員の過半数が直接雇用、かつ、常用雇用者である。	2 1 0	2 1 0
	労働福祉の状況	林業退職金共済機構、建設業退職金共済組合又は中小企業退職金共済事業との退職金共済契約締結の事実がある。	従業員の全員について締結している。	1 0	1 0
	不誠実な行為の有無 (過去2年間)	指名停止の処分又は文書による指導・注意を受けたことがある。	受け取ったことがない。 受け取ったことがある。	2 0	2 0
			最大配点	200	166

注1 「地域への貢献」の実績については、発注森林管理局管内の実績を評価する。

注2 女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定企業」及び「次世代法に基づくくるみん認定企業」の評価については、努力義務の企業のみ対象とする。

注3 従業員への賃金引上げ計画の表明書(以下「表明書」という。)に記載した賃上げを実行していない(以下「賃上げ未達成」という。)として財務省から連絡のあった者が総合評価落札方式による入札に参加する場合、当該連絡のあった日から1年間、当該入札における加点に1点を減点する。また、その際に当該入札者が新たに表明書を提出している場合に表明による加点と賃上げ未達成による双方を行う。なお、その結果、加点項目に係る得点がマイナスとなった場合には加算点を0点とみなす。